

告 示

埼玉県告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり久喜都市計画及び加須都市計画下水道を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和四年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

久喜都市計画及び加須都市計画下水道古利根川流域下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

イ 追加する部分

なし

ロ 削除する部分

久喜市吉羽及び西の一部